

## 宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（第5回）

### 1 開催日時

令和6年3月18日（月） 17:00～19:05

### 2 開催場所

宮崎市役所本庁舎

### 3 出席者

#### (1)委員

安部委員、甲斐委員、増田委員、安田委員、柳田委員

#### (2)事務局（子ども未来部 子ども家庭支援課 児童相談所設置準備室）

永山副市長、富田部長、松木課長、日高室長、中森主幹、鬼束副室長、前田主査

## 「宮崎市における児童相談所設置のあり方に関する報告書」について

まえがき

### I 児童相談所の設置に関する現状分析

#### 【変更点】

- P2 相談種別（宮崎市役所及び中央児童相談所（宮崎市分）の合算）  
「相談内容に一部重複有」という表現の追記。
- P3 法改正等の経緯  
2016年「母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開 等」を赤字に変更。

### II 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」のあり方について

#### 【変更点】

- P4 基本方針（案）の冒頭  
こどもの総合支援拠点について  
「妊産婦や子育て世帯・子どもが気軽に相談できるように児童相談所だけではなく、こども家庭センターなどの附帯機能を含めた総合的な子育てに関する拠点を目指し、「こどもの総合支援拠点」という文言を使用しています。」を追記。
- P6 児童相談所の機能①  
「宮崎市児童相談所の基本的な機能は、下記のとおりです。」に変更。
- P7 児童相談所の機能②  
「母子生活支援施設」を削除。

○ P10 委員会での意見（委託一時保護）

「国は、積極的に閉鎖空間で過ごさなければいけない子ども以外は、委託一時保護により開放的な空間で過ごしたほうが良いという考え方を持っており、一時保護専用施設の整備により、入所定員枠とは別に一時保護定員枠を確保することが望ましいとしている。」という表現を「国は、積極的に閉鎖空間で過ごさなければいけない子ども以外は、委託一時保護により開放的な空間で過ごしたほうが良いという考え方を示している。そのため、一時保護専用施設の積極的な設置が望ましい。」に変更。

○ P14 児童相談所設置に伴う連携・協力機関

「1か所は場所秘匿」という表現の追記。

○ P15 委員会での意見

「里親と聞くと非常にハードルが高く、里親に興味を持っていても、その子の一生を背負えないなど、自分では受け入れできないと感じてる人も多いのではないか。まずは知ってもらい、できるだけ安心してもらうことが大事。積極的に宣伝していかないと数を増やしていくことは難しい。」という表現を「里親と聞くと非常にハードルが高く、里親に興味を持っていても、その子の一生を背負えないなど、自分では受け入れできないと感じてる人も多いのではないか。まずは里親に対してフォスタリング機関や関係機関などがしっかりと支える仕組みがあることを積極的に宣伝し、里親に興味を持っている方に安心してもらう必要がある。」「短期的な里親委託制度（一時保護里親やショートステイ里親）を設けることで、里親の心の負担を少しでも軽くする必要がある。そのためには、宮崎県において短期専門の養育里親の認定が必要になるので、積極的に宮崎県に働きかけを行って欲しい。」という表現に分けて記載。

### Ⅲ 宮崎市における「こどもの総合支援拠点」の体制について

【変更点】

○ P17 委員会での意見

「一番最初に相談対応を行う窓口がどこかが重要。」を削除し、「こども家庭センターが窓口になって、リスクに応じて児童相談所に振り分けたほうがよいのではないか。」を追記。

○ P21 委員会での意見

「児童養護施設等も専門的な知見を持って地域支援等に取り組んでいるので、地域のノウハウを借りるという意味でも、ぜひ要保護児童対策地域協議会の構成委員に入れてもらいたい。」という表現を「児童養護施設等も地域支援等に取り組むという方向性が示されており、専門的な知見を持って地域に児童養護施設等のノウハウを提供していくという意味でも、ぜひ要保護児童対策地域協議会の構成委員に入れてもらいたい。」に変更。

○ P21 委員会での意見

「児童相談所を設置する前から、こども家庭支援センター（児童家庭支援センター）を積極的に活用するのがよい。」「里親委託や施設措置を解除するときは、入所中に保護者と市が顔合わせをする仕組みを作ると在宅に帰った際の支援がスムーズにいく。」を追記。

○ P29 委員会での意見

「日本人だからなのか、安心感というか、畳の上だと布団をひかなくても気持ちよさがある。逆にベッドとかを入ると、材質から何から自傷が出たりとか様々なこと考えないといけない。」という表現を「日本人だからなのか、安心感というか、畳の上だと布団をひかなくても気持ちよさがある。逆にベッド等を入ると、自傷行為等がおきないように、材質などを含めて様々なこと考えないといけない。」に変更。

○ P30 児童相談所の構成

「児童心理司スーパーバイザー 1人必要」を「児童心理司スーパーバイザー 2人必要」に変更。

○ P31 委員会での意見

「施設入所児の措置費と里親委託児の費用では里親が少ないため、その分で職員の増員が考えられる。」を削除。

○ P31 委員会での意見

「医師や弁護士の確保に早めに動くことが大事。」を「医師、弁護士は常に相談できる体制が必要なので確実な配置に向けて早めの準備が必要である。」に変更。

○ P33 児童相談所の設置場所の考え方

施設内の見下ろしへの配慮

「子どもたちにとって、日常的に施設内が見下ろされる環境は望ましくないので、高層住宅が建ちにくい公共施設等の隣接地が望ましい。」を追記。

#### IV まとめ

### 「宮崎市における児童相談所設置のあり方に関する報告書【概要版】」について

#### 【変更点】

○ 重点3 子どもと家庭を取り巻く強固な連携体制を構築すること

「ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）」と「フォスタリング機関」の注釈を追記。

○ 重点4 児童虐待相談対応件数の増加傾向を踏まえ、十分な収容能力を持つ施設及び人的配置を検討すること

報告書に合わせて「医師、弁護士は常に相談できる体制が必要なので確実な配置に向けて早めの準備が必要である。」に変更。

○ 重点5 総合支援拠点として各関係機関との連携や市民にとっての利便性を十分考慮して施設の整備を検討すること

報告書に合わせて「施設内の見下ろしへの配慮」「子どもたちにとって、日常的に施設内が見下ろされる環境は望ましくないので、高層住宅が建ちにくい公共施設等の隣接地が望ましい。」を追記。